



重要なお知らせですのでご確認ください。

【マイナンバーカード継続利用手続きのお知らせ】

本日、越前町に住所を移転する『転入』手続きは終了しましたが、マイナンバーカードをご持参いただけていなかったため、後日改めてお手続きが必要です。

★ マイナンバーカード継続利用手続き

お持ちのマイナンバーカードを新しい自治体でも引き続き使用できるようにするお手続きです。

継続利用の手続きを90日以内に行わないと、マイナンバーカードが失効し、使うことができなくなります。また、失効後の再発行には、手数料（1,000円）が必要です。

★ マイナンバーカードの表書き

お持ちのマイナンバーカードに新しい住所・氏名などを記載します。越前町では、事務処理漏れを防ぐため、継続利用手続きとあわせて表書きを行っています。

★ 署名用電子証明書（アルファベット大文字と数字で6文字以上の暗証番号）の発行

署名用電子証明書は、住所や氏名などの変更により自動的に失効します。引き続き署名用電子証明書を活用したサービスの利用を希望する場合は、あらためて**署名用電子証明書発行**の手続きを行う必要があります。

（コンビニ交付サービスやマイナポータルで利用する、数字4文字の利用者証明用電子証明書は、失効しないのでお手続きは不要です。）

署名用電子証明書の発行については、裏面をご覧ください。

マイナンバーカード継続利用、表書きのお手続き

☆ 転入したご本人、同一世帯の方の場合は、**窓口に来られる方のマイナンバーカード（または本人確認ができる書類）と、みとめ印を住民環境課窓口へお持ちください。**
宮崎・越前・織田住民サービス室では、お手続きはできません。

☆ 交付時に設定した数字4文字の**住民基本台帳用暗証番号**を入力していただきます。事前に**全員分の暗証番号のご確認**をお願いします。

☆ 同一世帯以外の方が来られる場合は、委任状と窓口に来られる方の本人確認ができる書類が必要です。

また、封筒に入れるなど、外から見られない状態にして、代理人に暗証番号をお渡しください。

署名用電子証明書発行のお手続き

- ☆ 転入したご本人の場合は、**マイナンバーカードと、みとめ印を住民環境課窓口へお持ちください。**
宮崎・越前・織田住民サービス室では、お手続きはできません。
- ☆ 交付時に設定した**アルファベット大文字と数字で6文字以上の暗証番号**を入力していただきます。事前に**暗証番号のご確認**をお願いします。
- ☆ ご本以外の方が来られる場合は、委任状と窓口に来られる方の本人確認ができる書類が必要です。
また、照会書(兼回答書)をご本人あてに郵送しますので、当日の発行はできません。
詳しくは、お問い合わせください。

各種暗証番号を忘れた場合のお手続き

- ☆ 暗証番号を忘れた場合は、暗証番号を初期化のうえ再設定します。
- ☆ 転入したご本人の場合は、**マイナンバーカードと、みとめ印を住民環境課窓口へお持ちください。**
宮崎・越前・織田住民サービス室では、お手続きはできません。
- ☆ ご本以外の方が来られる場合は、委任状と窓口に来られる方の本人確認ができる書類が必要です。
また、照会書(兼回答書)をご本人あてに郵送しますので、当日の発行はできません。
詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先 住民環境課 0778-34-8708